

亀ヶ崎コミュニティ振興会会則

第1章 総 則

(会の名称)

第1条 この会は、亀ヶ崎コミュニティ振興会(以下「振興会」という。)と称し、事務所は酒田市亀ヶ崎コミュニティ防災センター内に置く。

(目的)

第2条 振興会は、亀ヶ崎地区(旧亀城学区)における住民相互の連帯感と自治組織の高揚を図ると共に、教養の向上、健康の増進、情操の純化などを図り、生活文化の振興、社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

(組織及び任務)

第3条 振興会は、亀ヶ崎自治会連絡協議会(以下「自連協」という。)及び振興会の目的に賛同する各種団体(以下「各種団体」という。)をもって組織し、次に定める機関を置く。

- (1) 理事会を設置し、事業の企画立案及び実施に当たる。
- (2) 評議員は、振興会の運営に関する重要事項を総会にて審議する。
- (3) 業務の執行状況及び会計を監査するため監事を置く。
- (4) 振興会を構成するため構成団体及び事業部門を置く。
- (5) 振興会に、顧問を置くことができる。

(事業)

第4条 振興会は、第2条の目的を達成するため自連協と連携して次の事業を行う。

- (1) 住民の自治活動の推進に関すること。
- (2) 文化、スポーツの振興に関すること。
- (3) 老人、女性、子供育成などの育成に関すること。
- (4) 自主防災に関すること。
- (5) 保健、福祉の推進に関すること。
- (6) 防犯、交通安全など生活環境整備に関すること。
- (7) 体育、レクレーション活動の振興に関すること。
- (8) その他、目的達成に必要な事項。

第2章 役 員

(役員の定数及び任期)

第5条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 30名以内 (自治会長及び構成団体が推薦する者)
- (5) 評議員 30名以内
- (6) 監事 2名

2 役員の任期は、2年とする。但し、任期中に交替したときは前任者の残任期間とする。

3 理事は評議員並びに監事を兼ねることはできない。

(会長、副会長並びに事務局長の選出方法及び職務)

第6条 会長、副会長並びに事務局長は、理事会で選任し総会の承認を得る。

- 2 会長は、振興会を代表して業務を統括する。
- 3 副会長は会長の職務を補佐する。
- 4 事務局長は、振興会の事業推進に専従し、会長の命を受けて、総務、企画、会計、
渉外、施設管理、事業推進等、事業全般にわたる日常業務を執行する。

(理事、評議員並びに監事の選出方法)

第7条 理事は、自連協及び各種団体から推举された者とし、理事会を構成する。

- 2 評議員は、自治会及び各種団体から推举された者とし、総会を構成する。
- 3 監事は総会において選出し、業務の執行及び会計処理を監査する。

(顧問の委嘱)

第8条 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会議

(理事会)

第9条 理事会は会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

- 2 議決は、出席者の過半数で決定する。

(総会)

第10条 総会は会長が招集し、議長は評議員の中から選出する。

- 2 議決は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長が決める。

- 3 次に掲げる事項については、総会の議決を得なければならない。
- (1) 役員の選出に関する事項。
 - (2) 事業に関する事項。
 - (3) 予算および決算に関する事項。
 - (4) 会則の変更に関する事項。
 - (5) 構成団体並びに事業部門の設置または廃止に関する事項。
 - (6) その他必要な事項。

第4章 資産及び会計

(経費及び資産)

- 第11条 経費は、会費及び負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 2 現金及び資産等は、理事会の定める方法により会長が管理する。
 - 3 特別な事業のために、特別会計を設定することができる。

(会計年度)

- 第12条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 事務局

(事務局職員及び職務)

- 第13条 振興会に事務局を設置し、職員を置くことができる。
- 2 事務局職員は総務、会計、渉外、施設及び事業推進などについて事務局長の指示を受けて事務処理に従事する。
 - 3 事務局職員は理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 4 事務局長、事務局職員の勤務条件等の服務については就業規則による。

第6章 雜則

(会則の改正)

- 第14条 会則を改正するときは、総会出席者の過半数の同意を得なければならない。

(細則の制定)

- 第15条 この会則の施行に必要な細則は、理事会で定める。

附 則

この会則は、平成26年4月 1日から施行する。

平成27年4月 4日一部改正
令和 2年4月28日一部改正
令和 3年4月27日一部改正
令和 4年4月26日一部改正
令和 6年4月23日一部改正
令和 7年4月24日一部改正